

1

2

3

4

5

実現のための方策

## 第5章

# 実現のための方策



1

2

3

4

5

実現のための方策

## 5.1 協創によるまちづくりの推進

まちづくりを進める上で、住民、事業者、行政を始めとする様々な主体は、地域における課題を解決するため、それぞれの持つ特性や強みを活かし、協力して取り組むことが求められます。

今後とも、限られた財源の中でまちづくりを進めていくためには、行政の取り組みだけでは対応が難しい状況にあります。これからは、将来のまちづくりに向けた提案など、住民、事業者、行政を始めとする関係者の参加機会の提供やまちづくりに関する情報提供、意識の共有化を図り、みんなでまちづくりに携わっていくこと、まちづくりを支えていくことが重要です。

### 5.1.1 住民参加を推進する仕組みづくり

協創のまちづくりを進めるために、住民の意見や提言などを町政に反映し、合意形成を図るため、ワークショップや説明会の開催、パブリックコメントの実施などにより、多くの住民や事業者などが各段階において参加できる機会を設け、住民参加を促進します。

これらの多様な住民参加の機会を通して、まちづくりの担い手の育成を図ります。

町の職員やまちづくりの専門家が講師として、町の取り組みや暮らしに役立つ情報などについての説明を行う、出前講座などの開催を実施します。

### 5.1.2 住民、事業者、行政の役割

協創のまちづくりを効果的・計画的に進めるため、「まちづくりへの理解を深め、想いを共有する構想・計画策定段階」、「住民がさまざまな分野でまちづくり活動を進める実践段階」、「継続したまちづくり活動による発展・成熟段階」といった、まちづくりの段階に応じた住民、事業者、行政の役割を明確にし、取り組んでいきます。

#### 1 住民・事業者の役割

##### まちづくりへの理解を深め、想いを共有する構想・計画策定段階

- まちづくりへの関心の醸成
- 身近なまちづくりの行事・イベントなどへの積極的な参加
- 宅地内の緑化や生垣、清掃など周辺環境への配慮
- パブリックコメントなどによる提言

##### 住民がさまざまな分野でまちづくり活動を進める実践段階

- 土地利用や景観形成の方針に遵守した開発・建築
- 道路里親制度や災害協定の締結など、企業活動を通じたまちづくりへの取り組み
- 地域におけるまちづくり計画・まちづくりルールの作成と提案
- 各種団体のネットワーク化と農地パトロール、公園の維持管理などを始めとしたまちづくりの積極的な推進

1

2

3

4

5

実現のための方策

### 継続したまちづくり活動による発展・成熟段階

- まちづくり活動の点検・更新
- 都市計画法制度の見直しなどを踏まえた、新たな手法によるまちづくりの展開

## 2 行政の役割

### まちづくりへの理解を深め、想いを共有する構想・計画策定段階

- 都市計画マスターPLANのPR、情報発信
- まちづくり活動に関する機運の醸成（出前講座の開催、アドバイザーの派遣など）
- 庁内情報の共有と人材の育成
- 先導的なまちづくりの推進

### 住民がさまざまな分野でまちづくり活動を進める実践段階

- 都市施設・都市基盤の整備・更新
- 各種制度を活用したまちづくりの推進
- まちづくり活動、まちづくりに係わる団体・組織の育成・支援（補助・助成制度の創設など）
- 各種取り組みの見える化の推進

### 継続したまちづくり活動による発展・成熟段階

- 住民主体のまちづくりの拡充へ向けた積極的な施策展開
- 各種都市づくり手法の情報提供と促進
- 住民ニーズに応じた支援策の更新

1

2

3

4

5

実現のための方策

## 5.2 都市計画マスターplanの進行管理

目指すべき都市の将来像を実現するためには、全体構想や地域別まちづくりの方針に基づいた息の長い取り組みが必要です。そこで、計画的かつ適切に、都市づくり・地域づくりを推進するための進行管理が重要です。

### 5.2.1 計画の適切な進行管理

まちづくりの基本方針の達成や将来都市構造の実現のためには、各種施策や事業を計画的に実施することが重要です。そのために、P（計画）・D（実行）・C（点検）・A（処置・改善）のサイクルにより、まちづくりの進捗状況を評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

本計画の評価・検証に当たっては、庁内関係課の職員で構成する組織を設置することや都市計画審議会の意見を聴くことなどとあわせて、広報やホームページを通した公表・情報発信を検討していきます。

計画年次の途中段階であっても、社会経済情勢や社会環境に大きな変化があった場合や、「岩井・境都市計画（坂東市、境町、五霞町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次五霞町総合計画」等の上位・関連計画の改定などを踏まえ、必要な状況に応じて本計画も柔軟に見直しを行っていきます。



## 5.2.2 まちづくりに関連する計画との連携、まちづくりの各種制度の活用

都市計画マスターplanは、個別の事業や施策の具体的な内容を示すものではなく、まちづくりの基本的な方針を示したものであります。事業や施策の展開に当たっては、都市計画マスターplanに基づき、まちづくりに関連する分野の個別計画との調整・連携を図りながら、都市計画法を始めとする関係法制度を適切に運用し、進めます。

### ■ 関連計画との連携

道路・交通、公園・緑地、景観、環境、住宅、防災など、まちづくりに関連する分野は多岐に渡ります。これら関連分野の個別計画の策定や見直しに当たっては、都市計画マスターplanの内容と整合を図ることにより、都市計画マスターplanの実効性を高め、各種関連計画と相互に連携のとれたものとなります。

これらのまちづくりに関連する分野だけでなく、産業、教育、福祉などの幅広い分野の計画や施策との調整・連携も図ります。

### ■ まちづくりの各種制度の活用

まちづくりの実現に当たっては、土地利用や建築物を規制・誘導するための制度や条例、道路・公園等の施設を整備するための事業など、様々な手法があります。

これらの手法の中から、まちづくりの目的に応じた適切な手法を選択し、又は効果的に組み合わせることによって、よりよいまちづくりを進めます。

また、まちづくりの手法や制度の活用に当たっては、国や県のほか、隣接市町と連携しながら、計画的・効率的に取り組んでいきます。

